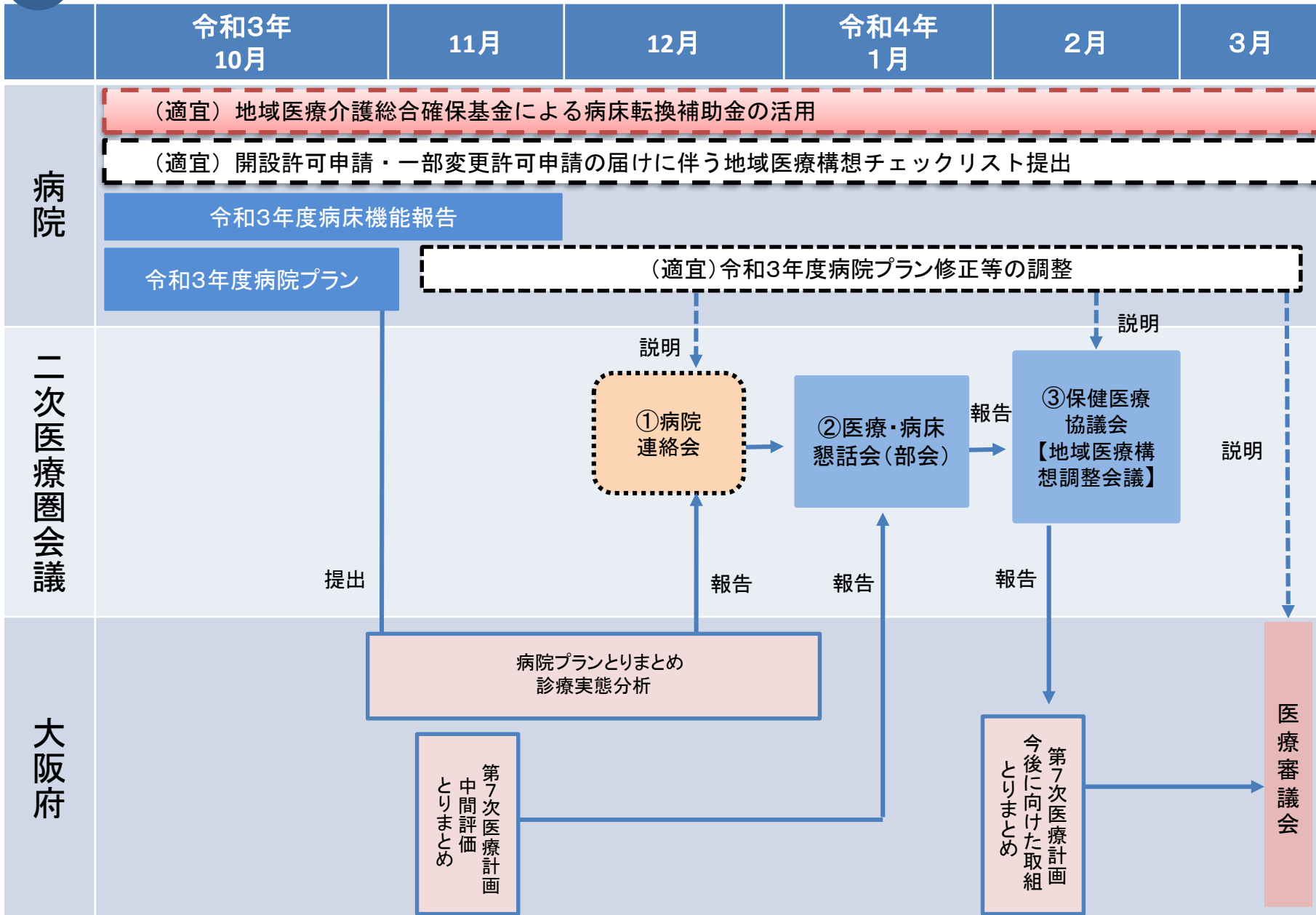


令和3年度「地域医療構想」 スケジュール

令和3年10月
大阪府健康医療部保健医療企画課

1 令和3年度スケジュール



※保健医療協議会は、その他案件（地域医療支援病院の認定の件等）に応じて、別途開催することもある。
 ※第7次医療計画の中間評価の結果、計画の見直しを行う場合は、医療審議会までにパブリックコメントを実施することもある。

2 令和3年度地域医療構想に関する会議の議題(予定)

区分	<①病院連絡会>	②医療・病床懇話会(部会)	③保健医療協議会 (地域医療構想調整会議)
	11月から12月	12月から1月	1月から2月
地域医療構想	<p>○令和2年度地域医療構想の進捗状況(医師確保・医師の働き方改革含む)</p> <p>○各二次医療圏における地域医療構想の進捗状況</p> <p>○2025年に向けた各病院の方向性について(「公立・公的病院の今後のあり方」含む)</p> <p>【病院プランの内容】</p> <p>①2025年に各病院が検討している医療機能</p> <p>②2025年に各病院が検討している病床機能</p> <p>○非稼働病床の状況について</p> <p>【趣旨】</p> <p>・2025年に向けた各病院の方向性の共有</p> <p>・各病院の過剰な病床への転換・非稼働病床への対応について検討</p>	<p>○令和2年度地域医療構想の進捗状況(医師確保・医師の働き方改革含む)</p> <p>○各二次医療圏における地域医療構想の進捗状況</p> <p>○2025年に向けた各病院の方向性について(「公立・公的病院の今後のあり方」含む)</p> <p>【病院プランの内容】</p> <p>①2025年に各病院が検討している医療機能</p> <p>②2025年に各病院が検討している病床機能</p> <p>○非稼働病床の状況について</p> <p>【趣旨】</p> <p>・2025年に向けた各病院の方向性の共有</p> <p>・各病院の過剰な病床への転換・非稼働病床への対応について検討</p>	<p>○令和2年度地域医療構想の進捗状況(医師確保・医師の働き方改革含む)</p> <p>○各二次医療圏における地域医療構想の進捗状況</p> <p>○2025年に向けた各病院の方向性について(「公立・公的病院の今後のあり方」含む)</p> <p>【病院プランの内容】</p> <p>①2025年に各病院が検討している医療機能</p> <p>②2025年に各病院が検討している病床機能</p> <p>○非稼働病床の状況について</p> <p>【趣旨】</p> <p>・2025年に向けた各病院の方向性の共有</p> <p>・各病院の過剰な病床への転換・非稼働病床への対応について検討</p>
計医療		<p>○医療計画における圏域での取組の進捗管理(中間評価)</p> <p>○地域医療への協力に関する意向書の提出状況</p>	<p>○医療計画における圏域での取組の進捗管理(中間評価)</p> <p>○地域医療への協力に関する意向書の提出状況</p>

【参考】地域医療構想に関する会議体の概要

会議名	設置根拠等	設置単位	主な委員構成	令和3年度開催予定数
保健医療協議会 (地域医療構想調整会議)	附属機関	二次医療圏	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、府医、府歯、府薬、大病、私病、公立病院協議会、大精協、府看協会、府訪看S T、医療保険者、市町村、社会福祉協議会など	1
医療・病床懇話会 (部会)	懇話会 (部会)	二次医療圏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区医師会 各地区医師会 1名 ・ 地区歯科医師会 1名 (圏域代表) ・ 地区薬剤師会 1名 (圏域代表) ・ 大阪府医師会 1名 (協議会委員) ・ 大阪府病院協会 1名 (協議会委員) ・ 大阪府私立病院協会 2名 (協議会委員) ・ 大阪府公立病院協議会 1名 (協議会委員) ・ 大阪府看護協会 1名 (協議会委員) ・ 医療保険者 1名 (協議会委員) ・ 市町村 (必要に応じて) 	1
病院連絡会	自主的な意見交換の場	二次医療圏単位 (保健所単位も可)	二次医療圏内 (保健所管内) の病院等 (病床機能報告の対象病院)	1

※地域医療構想にかかわる開催であり、その他の案件により開催は含まない。

【参考】会議体で取り扱う事項①

●開設等に関する手続き

◎：病院の出席による説明、○：事務局等説明

項目	会議名		
	医療審・部会	保健医療協議会(部会)	医療・病床懇話会
地域医療支援病院の承認	審議○	← 審議◎	
地域医療連携推進法人の認定			
特定病床等による新たな病床整備			
二次医療圏を超えた病院移転	審議○	← 審議◎	← ◎ (※1)
公的医療機関等※2の再編			
有床診療所の新たな病床整備			
病院の開設者変更 病院再編(公立病院を除く)をはじめ病院が担う役割が大きく変わる場合			◎ 懇話会で説明した場合、調整会議は、事務局からの報告で可

※1：病院等の出席による説明が望ましい。

※2：国(厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国の機関))、公的医療機関(都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会)、社会保険関係団体(健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合)。

【参考】会議体で取り扱う事項②

●地域医療構想等に関する事項

◎：病院の出席による説明、○：事務局等説明

項目	会議名			
	医療審・部会	保健医療協議会(部会)	医療・病床懇話会	病院連絡会
2025年(まで)に各病院が検討している 医療機能・病床機能 【公立・公的病院】 民間との役割分担を踏まえた病院の方向性		○	○	◎
過剰な病床への転換への中止への命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)についての検討 【医療法第30条の15に基づく知事権限】	審議 ○	審議◎ ※2	※1	
非稼働病床の理由説明		○	○	◎
1年以上病床がすべて稼働していない病棟について、削減を命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)についての検討 【医療法第7条の2第3項、医療法第30条の12に基づく知事権限】	審議 ○	審議◎ ※2	※1	

※1：懇話会の意見を踏まえ、保健医療協議会において、該当医療機関に対し、直接の説明が必要となった場合。

※2：保健医療協議会において、知事権限の行使について、医療審議会で審議が必要と判断された場合。

都道府県知事の権限の行使の流れ

